

令和8年度第1回江別市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和8年5月28日（木）午後1時30分～午後2時30分

場 所：江別市民会館3階37号

出席者：藤野委員、石塚委員、笠井委員、金子委員、久保田委員、齋藤委員、高橋委員、
竹内委員、丹治比委員、立花委員、松本委員

欠席者：岡委員、長井委員

事務局：東子ども家庭部長、宮崎子ども家庭部次長、気境子育て支援課長、
北島子育て支援係長、井上子育て支援課主事

傍聴者：2名

1 開会

（藤野会長）

ただいまから、令和8年度第1回江別市子ども・子育て会議を開会いたします。
議事に入る前に、傍聴を希望する方がいますので、傍聴を許可したいと思います。
発言権は無く、傍聴のみということで入室を許可したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

それでは、傍聴を許可いたします。
傍聴者の入室をお願いいたします。

2 議題1 （仮称）江別市子どもの権利条例の素案について

（藤野会長）

それでは、議事に入りたいと思います。
次第2の報告事項「（仮称）江別市子どもの権利条例案について」を議題とします。
本件につきましては、子どもの権利条例検討部会部会長を務めていただきました、石塚委員よりご報告をお願いいたします。

（石塚委員）

本件につきましては、子どもの権利部会長を務めました私からご報告いたします。
子どもの権利条例については、昨年6月から本年4月までの間、計5回、子どもの権利条例検討部会において、重点的かつ集中的に議論を重ねてまいりました。
部会のメンバーは、それぞれの立場からの意見はもとより、多くの市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、協議を行いました。
また、子どもの権利に関しては、すでに「子どもの権利条約」や「こども基本法」がありますので、本条例においては江別市の地域性を反映できるよう努めてまいりました。
それでは、はじめに全体のおおまかな議論の流れをご説明いたします。
第1回目の会議では、他市の子どもの権利条例の内容について共有したほか、子どもの権利条例検討アドバイザーとしてご就任いただいた札幌学院大学の大澤真平教授から、子どもの権利に関する歴史的背景や条例づくりの必要性についてお話をいただき、子どもの権利について学びを深めました。

第2回目は、小学5年生から高校3年生までを対象としたアンケート調査の内容について協議したほか、中学生及び高校生のワークショップの結果を共有しました。

第3回目では、アンケート調査の結果報告や、様々な団体で行った意見交換会の結果報告を受けたほか、初めて条例の素案が示され、具体的な協議を行いました。

第4回目と第5回目は、ワークショップやアンケート調査、意見交換会でいただいた市民の皆様のご意見を踏まえ、条例案のブラッシュアップを図ってきました。

次に、具体的な条例の中身についてご報告いたします。

条例は、前文と附則のほかに全9章からなり、江別市としての子どもの権利の考え方やその保障について定めております。

主なポイントをご説明いたします。

まず、前文ですが、「江別市子どもが主役のまち宣言」の理念のもと、すべての子どもを権利を持つ主体として尊重すると、条例全体の方向性を示しています。

また、部会のなかでは、子どもは大人とともにまちづくりを担うパートナーであることを明確にするため、「子どもを大人とともにまちづくりを担う大切なパートナーとし、子どもたちが自分らしく成長し、希望あふれる未来を実感できるまちの実現を目指して、この条例を制定します。」という文言を入れることにしました。

次に、第1章総則の基本理念です。子どもの権利条約の理念を受け継ぎ、

- ・差別の禁止
- ・子どもの最善の利益
- ・子どもの生命と成長の保障
- ・子どもの意見の尊重

の4つの原則を掲げています。

加えて、江別市や北海道としての地域性を踏まえ、第3条第2項に、「子どもに関わるすべての者は、性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他の個性や違いを理解し、子どもの多様性を尊重するものとする。」という条文を加えました。

次に、第2章についてです。

子どもの権利として、

- ・安心して生きる権利
- ・自分らしく生きる権利
- ・豊かに成長する権利
- ・参加する権利

の4つを掲げ、それぞれの権利について計22項目の具体的な権利をカタログ形式で明記しています。

部会内では、本条例に記載されている内容のみが子どもの権利ではないという意見もありましたので、子どもにとって特に大切な権利という形で事例として示す内容としております。

次に、第3章から第5章は、第2章で掲げた権利を保障するための取組について定めています。

第3章では、生活の場における子どもの権利の保障として、子どもの生活する場である「家庭」「育ち学ぶ施設である学校や保育園等」「地域」の3つに分け、それぞれの場面における大人の役割を明記しています。

家庭では、保護者に対し、虐待や体罰の禁止および子どもの意見尊重が求めています。

育ち学ぶ施設については、虐待・体罰の禁止に加え、いじめ防止、子どもが権利の大切さ

を学べる機会の提供、情報管理の適正化などを規定しています。

地域においては、市民が子どもの権利理解と社会参加を促進することや、雇用者による子育てと仕事の両立支援などの役割を定めたほか、ワークショップの中で多く意見があがっていた居場所づくりについても市の役割として明記することにしました。

第4章は、参加・意思表示の保障です。

子どもが必要な情報を得て意見を表明できる機会を市が確保し、その意見が尊重され、反映状況を理解できるよう努めることを求めています。

第5章は、子どもの個別の状況に応じた権利保障です。

不登校の子を持つ保護者からの意見を踏まえ、第23条として多様な学びの場の提供を定めました。

また、障がいのある子どもや、現時点でマイノリティに該当する子どもたちがしっかり権利を享受できるよう、市の役割を明記しています。

第6章は、子どもにかかわる人々の支援であり、実際に子どもに関わる大人が子どもの権利を理解し行動できるよう、研修機会の提供などを規定しています。

第7章は、子どもの権利擁護の仕組みです。

子どもが権利侵害に遭った場合の回復や救済の取り組みについて定めており、具体的には、市が相談しやすい窓口を整備し、子どもの権利相談員を配置して様々な相談に応じます。

さらに、相談だけでは解決しない場合やより専門的な支援が必要な場合は、子どもの権利救済委員会が調査等を行い、解決に向けて対応を進めます。

第8章は、施策の推進です。

子どもの権利条例を実効性のあるものにするため、子ども・子育て会議に進捗状況を報告し、会議メンバーのご意見を踏まえて必要な改善を行います。

最後になりますが、本条例は、子どもたちの権利を多面的に保障し、江別市の子どもが安心して未来に夢や希望を持てる環境づくりを目指すものです。

今後も条例の趣旨に則った施策が着実に推進され、子どもが幸せだと感じられるまちづくりを私たち大人全員で進めていくことが重要です。

引き続き、子ども・子育て会議として、市の支援に力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、私からの説明は以上となります。

(竹内副会長)

この度は、事前に資料をお送りいただきまして、条例案について熟読しました。また、これまで議論いただいた部会の議事録等も拝読し、部会の皆様のこれまでのご努力や積み重ねられた議論に敬意を表します。この条例及びその過程が子どもたちの幸せにつながるものと感じております。

その上で、率直な意見を申し上げますと、本条例の対象は0歳からおおむね18歳未満となっておりますが、自ら言葉を発することができない、例えば0歳児や乳幼児期の子どもの視点に立った際に、若干不足している部分があるのではないかと感じました。

例えば、第2章第7条には「遊ぶこと」「休むこと」と記載されていますが、これに加えて何か文言を追加してもよいのではないかと思います。意思表示の形はさまざまであるものの、自ら言葉を発することができない子どもたちへの配慮が明記されれば、より素晴らしい条例になるのではないかと考えます。

具体例として、北海道こども基本条例には「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びに

その自立が図られること」という文言があります。生まれたばかりの子どもたちに愛情をもって大人が関わっていくこと、そして「あなたたちのことを思っている」ということが明示されれば、育ちのスタートから１８歳までのすべての子どもを包括的に捉えた条例となるのではないかと思います。

報告事項の中で大変恐縮ですが、どこかのタイミングでご検討いただければ幸いです。

（気境課長）

大変貴重なご意見をありがとうございました。

当初の条例には「愛情と理解をもって育まれること」という記載がありましたが、条例という形で市が示すことに対する議論があり、最終的には記載しない方向となりました。

本日は報告事項のため、竹内副会長のご意見につきましては、今後のパブリックコメントの結果等も踏まえ、改めて子ども・子育て会議でご議論いただきたいと考えております。

（石塚委員）

竹内副会長は、普段から子どもたちに関わっていらっしゃいますので、その立場からさまざまなお話をいただいたものと思います。

今後、パブリックコメントでの意見も含め、本日いただいた内容を検討することは非常に重要だと感じました。

先ほど、意思表示ができない乳幼児のお子さんの話がありましたが、障がいをお持ちのお子さんも同様の課題があると思われます。

そのような子どもたちの意思表示の機会をどのように保障するかについては、部会でも深く議論し、その結果、第２０条に「子どもの意思表示の方法が多様であることを考慮し、適切な方法で子どもの意見等をくみ取るよう努めるものとする。」という規定を設けました。

竹内副会長のご意見も、この条文の中に含めて検討できないかと考えています。

部会でも議論のあった部分ですので、お伝えします。

（藤野会長）

先ほど事務局から説明があったとおり、今後パブリックコメントを実施し、市民の皆様から広くご意見をいただくことになります。

竹内副会長からのご意見も含め、子ども・子育て会議の中でしっかりと練り上げていくスケジュールで進めていければよいと思います。

（高橋委員）

今後、パブリックコメントでの意見を含めて、もう一度この場で検討する機会があることは大変良かったと思いました。

少し先の話になるとは思いますが、条例が施行された以降、年数が経過しますと新しい課題等が出てくるかと思っています。

そのような際、どのようなになるのか教えてください。

（北島係長）

本条例につきましては、今年度中の制定を目指しておりますが、社会経済情勢は刻々と変化しているため、このままでよいのかという議論もあるものと思います。

子ども・子育て会議に進捗状況等を報告していくことになると思いますので、その中で運用のみならず、条例そのものを改める必要があるというタイミングが訪れれば、条例改正も検討していかなければならないと考えております。

(藤野会長)

第8章に記載のとおり、メンバーが替わったとしても子ども・子育て会議は、この条例の施策に関わっていくことになります。

条例の制定はスタートであって、みんなで育てていくことが重要だと思います。

本日、初めて条例をご覧になった方は、結構なボリュームですので少し大変かもしれませんが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(東部長)

はじめに、今回の条例案をまとめていただきました子どもの権利条例検討部会の皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

事務局としましては、条例制定に向けた事務的な手続きを行いながら、今年度中の制定を目指してまいります。

パブリックコメントが終了しましたら、再度ご議論いただくことになりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

3 議題2 (仮称)江別市子どもの権利条例(案)に係る意見公募(パブリックコメント)について

(藤野会長)

次に協議事項「(仮称)江別市子どもの権利条例案に係る意見公募(パブリックコメント)について」を議題といたします。

はじめに、事務局から説明願います。

(気境課長)

それでは、(仮称)江別市子どもの権利条例(案)に係る意見公募(パブリックコメント)について、ご説明いたします。

今ほどご報告のありました子どもの権利条例(案)について、来月より1か月ほどの期間、市民の皆さまからのご意見を募集したいと考えております。

そこで、条例案に書かれている内容をわかりやすくまとめたパブリックコメント用の資料を作成いたしましたので、資料2をご覧ください。

まず、1ページ目のところでは、条例制定に向けた取組の背景や、これまで実施してきた取組などについてまとめております。

次に、2ページ目以降のところでは、条例の構成についてまとめています。

簡単に概要だけご説明させていただきます。

まず、前文ですが、「江別市子どもが主役のまち宣言」の理念を踏まえ、子どもを権利の主体として尊重するとともに、大人とともにまちづくりを担う大切なパートナーと位置付け、子どもたちが自分らしく成長できるまちの実現を目指すことを示しております。

次に、第1章、総則ですが、この章では、条例の目的や基本理念を定めております。

特に基本理念では、子どもの権利条約の四つの原則である、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命と成長の保障」、「意見の尊重」を柱としております。

また、障がいの有無や経済状況、国籍などにかかわらず、多様性を尊重することを明記しております。

次に、第2章、子どもの権利ですが、この章では、子どもの権利として特に重要な四つの権利を整理しております。

一つ目は、命や安全、虐待防止、相談機会などを含む「安心して生きる権利」。

二つ目は、個性や人格、価値観、プライバシーなどを守る「自分らしく生きる権利」。

三つ目は、遊びや学び、挑戦、文化活動への参加などを含む「豊かに成長する権利」。

四つ目は、意見表明や意思決定への参加などの「参加する権利」であります。

次に、第3章、生活の場における子どもの権利の保障ですが、この章では、家庭、学校や保育所などの育ち学ぶ施設、地域、それぞれの場における役割を整理しております。

家庭では、子どもの意見を聴き、最善の利益を考えること、虐待や体罰の禁止を定めています。

また、育ち学ぶ施設では、いじめ防止や開かれた施設づくり、子どもの権利学習などを規定しております。

さらに地域では、社会参加の機会確保や、子どもの居場所づくりなどを位置付けております。

次に、第4章、子どもの参加・意思表明の機会の保障ですが、この章では、子どもの意見表明と参加を重視しております。

市は、子どもの意見を聴くだけでなく、その意見がどのように反映されたかを分かりやすく伝えること、また、多様な方法で子どもの声をくみ取る仕組みづくりを進めることとしております。

次に、第5章、子どもの個別の状況に応じた権利の保障ですが、この章では、不登校など多様な学びを必要とする子どもへの対応、障がいのある子ども、マイノリティの子どもなど、それぞれの状況に応じた権利保障について定めております。

次に、第6章、子どもにかかわる人々への支援ですが、この章では、子どもの権利を保障するためには、子ども本人だけでなく、保護者や育ち学ぶ施設への支援も重要であることから、子育て支援や研修機会の提供などを位置付けております。

次に、第7章、子どもの権利擁護の仕組みですが、この章では、相談窓口の整備に加え、「子どもの権利相談員」及び「子どもの権利救済委員会」を設置し、相談対応や権利侵害からの救済につなげる仕組みを設けております。

最後に、第8章、施策の推進ですが、この章では、庁内横断による施策推進、子ども・子育て会議への報告と意見反映、さらに子どもの権利に関する普及啓発について定めております。

以上がパブリックコメント資料の概要となります。

また、今後の予定ですが、パブリックコメントについては、6月10日（水）から、約1か月間の間で実施する予定です。

その後、意見集約を行ったあと、8月から10月にかけて、また、こちらの「子ども・子育て会議」において最終協議を行っていただいたうえで、令和8年第4回市議会定例会へ条例案として、提出する予定を考えております。

説明は以上です。

（藤野会長）

事務局からご説明いただきましたが、委員の皆様から質問等ございましたらお願いします。

（金子委員）

言葉の意味について確認します。子どもの定義の部分になりますが、資料には「18歳未満で、市内に住所がある、または通学・通勤している方などを指す」と記載されています。

しかし、子どもの権利条例案では、「その他、これらのものと等しく権利を認めることが適当であるもの」となっており、18歳以上も対象になるはずですが、条例の概要では、1

8歳未満と言い切っています。範囲が変わってしまっていますので、表現を変えるべきではないかと思います。

(気境課長)

パブリックコメント用の資料として、なるべく短く分かりやすい表現を心がけ、このような表現としておりましたが、金子委員のおっしゃるとおりですので、条例案に基づいた内容に修正いたします。

(齋藤委員)

部会の皆さんは分かると思いますが、4つの原則のところに「ユニセフに基づき」という文言を入れた方がよいのではないのでしょうか。

(気境課長)

条例案においてもユニセフという文言を入れておりませんので、このままで進めたいと思います。

(気境課長)

補足になりますが、パブリックコメントを実施するにあたりまして、子どもの向けのものも準備しております。

中学生くらいになれば、この資料でも内容が分かるかもしれませんが、小学生でも分かるような資料を作成したいと考えております。

本日は資料として提示できませんでしたが、そのような動きがあることをお伝えいたします。

(藤野会長)

パブリックコメントの募集について、どのような形で実施するのか教えてください。

(気境課長)

広報えべつ6月号のほか、ホームページ、公共施設への配架など可能な限り様々な場所で、目にしていただけるような、工夫はさせていただいてるところになります。

(藤野会長)

先ほど小学生にとって分かりやすい資料を作るという話があり、すばらしいと思いました。小学生がパブリックコメントを実施していることは、どのように知ることができるのでしょうか。

(気境課長)

この件につきましては、教育委員会と連携して取り組んでいるところです。学校に協力をいただきながら、周知が図れるよう準備しております。

(藤野会長)

子どもたちの意見が寄せられるためのルートを最大限確保するのは、とても大変だと思いますので、ご尽力に敬意を表します。

(石塚委員)

資料2の第7章に子どもの権利擁護の仕組みがあります。条例案では、相談しやすい窓口の設置、救済委員会、相談員という順番ですが、資料では救済委員会と相談員の順番が入れ替わっています。

これは、相談しやすい窓口と相談員が密接に関わっていることから、分かりやすくする観

点で入れ替えたという理解でよろしいでしょうか。

(北島係長)

お見込みのとおりです。分かりやすい相談窓口を通じて、まずは相談員が相談に乗り、それでも解決が諮られない場合に救済委員会につながっていくということがスタンダードな流れだと思いましたので、このような順番といたしました。

(石塚委員)

子どもの権利相談員は、救済委員会を補佐する役割もありますので、条例案のと通りの順番がよいかと思いましたが、色々と考えて上での変更であることが理解できましたので、このままでよいかと思います。

3 その他

(藤野会長)

次に、議題2、その他に移ります。

今皆様から何かございますか。

なければ、事務局から何かございますでしょうか。

(北島係長)

私からの今後の会議日程について、ご説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、パブリックコメントを6月から7月にかけて実施をする予定としております。

そのため、次回の会議は、パブリックコメントの結果について、共有いただきながら再度協議いただきたいと考えております。

日程は、7月下旬から8月上旬あたりを予定しております。

日程が近くありましたらまたご連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(藤野会長)

それでは、本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年度第1回江別市子ども・子育て会議を終わりにします。

皆様お疲れ様でした。